東京医科歯科大学医学部臨床医学優秀賞授与規則

平成22年11月1日 規 則 第 70号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部医学科に、椎名晋一名誉教授からの寄附金並びにこの趣旨に賛同する大森久美子氏(実妹)からの寄附金合計 3,000 万円を臨床医学の奨学資金(以下「臨床医学奨学資金」という)として、勉学に精励する医学生を育成するために臨床医学優秀賞(以下「優秀賞」という。)を設ける。

(優秀賞)

- 第2条 優秀賞は、賞状及び賞品とし、臨床医学奨学資金及びこれを預託することにより生じる果実をもってこれにあてるものとする。
- 2 前項の賞品については、別に定める。

(受賞者の資格)

第3条 受賞者は、本学医学部医学科の学生であって心身共に健全にして、医学科教育 委員会で指定する臨床医学に関する授業科目に優秀な成績を修めた者とする。 なお、受賞者は本学の他の学術奨励賞との重複は妨げないものとする。

(受賞者数)

第4条 受賞者は毎年1名とする。

(授与期限)

第5条 授与期限は、第2条第2項に定める賞品が購入可能な年度までとする。

なお、授与期限が到達し残金が生じた場合は、医学部医学科学生のための他の学術奨励賞の資金に充当するものとする。

(受賞者の決定)

第6条 優秀賞の受賞者選考に関することは、医学科教育委員会の議を経て医学部長が 決定する。

(授与)

第7条 優秀賞は、卒業時医学部長より本人に授与する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。